

## 仕様書

### 1 名称

南消防署藤野出張所バルク貯槽等交換業務

### 2 場所

札幌市南消防署警防課藤野出張所 札幌市南区藤野2条3丁目1番10号

### 3 履行期間

契約締結日から令和4年10月14日（金）まで

### 4 適用法律等

当該業務を履行するにあたり以下の関係法令等を遵守し適合すること。

- (1) 高压ガス保安法
- (2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）

### 5 仕様

#### (1) 基本仕様

納品日から半年以内に製造・検査合格された次に掲げる新しいバルク貯槽等と交換すること。

#### ア バルク貯槽本体

地上式980kg又は985kg（バルク貯槽を基礎へ固定するアンカーボルト等を含む。）

#### イ バルク貯槽の附属機器

液石法施行規則第19条第3項ハ(1)から(7)までに掲げる機器

#### ウ その他付属品

(ア) バルク貯槽のプロテクター

(イ) 液化石油ガスの漏えい情報等を常時監視するシステムと接続されたガス漏れ検知器（対応電池を含む。）

(ウ) バルク貯槽安全弁の放出管（レインキャップ含む。）

(エ) バルク貯槽から3つのガスメーター入口までを接続している管、継手及びバルブ

（※ 気化装置本体は交換せず、現品を継続使用する。）

#### (2) 特記仕様

ア 業務は、1日（8時45分～17時15分）以内で終わること。

ただし、1日以内で終わることができない場合は、受託者が費用負担し、仮設の液化石油ガス供給設備（当該仮設の液化石油ガス供給設備と従前の液化石油ガス供給設備を連結する場合は、貯蔵能力の合算を1,000kg未満）を設けるこ

と。

イ 撤去後のバルク貯槽は法律等を遵守し適正に処理すること。

ウ 設置工事の作業は、液化石油ガス設備士が行うこと。

## 6 提出書類

- (1) 「圧縮アセチレン等の貯蔵又は取扱いの開始届出書」を2部、添付書類（建物位置図、貯蔵取扱場所図）を添えて、札幌市南消防署へ届出すること。また、届出した届出書の写し（受付印あり）を委託者に提出すること。
- (2) 受託者は、全ての作業が終了した後、速やかに実施内容を委託者に対し完了届（本市指定様式）で報告すること。また、作業写真（作業前・中・後がわかるもの 1部）も併せて提出すること。

## 7 作業計画

受託者は、作業日程・作業方法等について事前に委託者と打ち合わせを行うこと。

## 8 検査

完了届を提出後、委託者の検査を受けること。

また、この検査に不合格の場合には、委託者と協議の上、再度作業を行うこと。

## 9 支払要件

当該業務の支払いは1回とし、完了検査に合格した後、支払うものとする。

## 10 その他

- (1) 当該業務の見積を行うにあたり、バルク貯槽等を現地で確認すること。
- (2) 撤去、設置にあたり、敷地内造営物等に損害を与えた箇所は、委託者の指示に従い、速やかに原型を修復すること。
- (3) 受託者は業務の遂行にあたり、当局職員及び第三者に対する事故防止に留意するとともに、当該業務に係る事故に対しては一切の責任を負うこと。  
なお、受託者の作業員に対する事故についても同様とする。
- (4) 本仕様書に記載のない事項は、委託者及び受託者双方協議の上、決定するものとする。

## 11 担当

札幌市消防局総務部施設管理課施設係 担当者：藤田

札幌市中央区南4条西10丁目 (Tel 011-215-2030)

E-mail : [shisetsu.shobo@city.sapporo.jp](mailto:shisetsu.shobo@city.sapporo.jp)